は許可を得た地方債の額に相当する額			
C_{30} ＝ 0.00146			
$C_{令元}$ ＝ 0.00090			
$C_{令2}$ ＝ 0.00149			
D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額			
$E_{令2}$ ＝ 0.00107			
F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額			
$G_{令2}$ ＝ 0.00107			
六　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\frac{\sum_{n=18}^{令2}(B_n \times C_n)}{58{,}300\text{円} \times A}$
		算式の符号	
		A　測定単位の数値	
		B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	
		C_{18} ＝ 0.0530	
		C_{19} ＝ 0.0520	
		C_{20} ＝ 0.05301	
		C_{21} ＝ 0.05614	
		C_{22} ＝ 0.05629	
		C_{23} ＝ 0.0610	
		C_{24} ＝ 0.0410	
		C_{25} ＝ 0.0410	
		C_{26} ＝ 0.0400	
		C_{27} ＝ 0.0390	
		C_{28} ＝ 0.0305	

は許可を得た地方債の額に相当する額			
C_{30} ＝ 0.00146			
$C_{元}$ ＝ 0.00090			
六　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\frac{\sum_{n=18}^{元}(B_n \times C_n)}{55{,}100\text{円} \times A}$
		算式の符号	
		A　測定単位の数値	
		B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額	
		C_{18} ＝ 0.0530	
		C_{19} ＝ 0.0520	
		C_{20} ＝ 0.05311	
		C_{21} ＝ 0.05619	
		C_{22} ＝ 0.0630	
		C_{23} ＝ 0.0620	
		C_{24} ＝ 0.0410	
		C_{25} ＝ 0.0420	
		C_{26} ＝ 0.0400	
		C_{27} ＝ 0.0300	
		C_{28} ＝ 0.0305	